

奈良県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変更事項	変更年月日		
	名称	所在地	旧	新		
名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	旧	新	変更年月日
医療法人 健和会	天理市中之 庄町四七〇	天理訪問 看護ステ ーション ひまわり Ⅱ	天理市三島 町一二五― 一	天理市別 所町二四 一―四	天理市三 島町一二 五―一	平成二十九 年四月一日